

教育民生常任委員会

(令和元年10月28日)

○ 中村久雄委員長

それでは、インターネット中継、開始してください。

それでは、委員の皆さん、ご苦労さまでございます。ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

この委員会はインターネット中継を行っております。ご協力をお願いいたします。

本日の審査順序についてですが、事項書では所管事務調査からとなっておりますが、まず、その他事項の3、四日市税務署の税務調査に対する対応の報告ですけれども、これを先に行った後に所管事務調査としていじめ対策を取り扱いたいと思います。

所管事務調査後は、その他事項の2、特別支援学級に在籍する外国人児童生徒についての報告と議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理についての順に取り扱っていきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、その他の報告事項といたしまして、総務部より、四日市税務署の税務調査に対する対応についての報告を受けたいと思います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。おはようございます。

本日は貴重な時間の中、私どもの説明時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。お手元の資料についてご報告させていただきますけれども、まずその前に、業務に関係ない個人情報を見たとということで先般謝罪をさせていただいたところですが、市民の方、議員の皆様にご迷惑をおかけしまして、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

では、お配りさせていただいた紙資料のほうですね。今回、税務署のほうから税務調査によって指摘された部分がございますので、そちらの内容とその対応についてご説明させていただきます。座って失礼します。

○ 中村久雄委員長

では、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 内田総務部長

今回、お手元の資料でございますように、市立四日市病院のほうで8月5日から8日にかけて税務調査が入りまして、2点指摘されております。

1点目は、四角囲みに書いてございますけれども、我々職員の源泉徴収——給料から引かれる所得税でございますが——これについては毎年、通常の税法どおりでいきますと、1月の給料を出す前に全職員から必要であれば扶養控除等申告書を全部徴収して、それをとった方は、所得税は甲乙丙と3種類あるんですけど、甲欄の税額を徴収すると、こういったルールになっております。

また、主たる給与が別にある方は乙欄という方もおりますけれども、基本的に職員は兼業禁止になってますので甲欄ということになりますけれども、今回、四角囲みの下に書いてございますように、従来から年末調整、ちょうど今時期にことしの年末調整をするためにこの秋に扶養控除等申告書を徴収しておりますが、ルールは、ことしの1月の給料の前に全員からとって、年末調整の今ぐらいには異動があった分だけ出していただければいいという、こういうルールになっておるんですけども、本市の場合は、従来から1月の給料の前にも全員からとっており、年末調整のこの時期にも全員から扶養控除申告書を改めてとっておった運用がなされておりました、これは特に違法はないんですけども、平成18年から、例えば、去年の今ごろに年末調整用に扶養控除申告書を全員からとった折に、それをことしの1月分からの扶養控除申告書として流用しておったと。本来は去年の11月ごろにとったんだけど、ことし用にもう一度全員から取り直す必要があったのに、去年の今ごろとっておりましたものを翌年の1月の給料から引く源泉徴収の税額を決めるための申告書に流用しておったということで、本来、年末と年始に2回とらなあかんものを、年末とったものを次の年の頭の分としても活用しておったというのが税務署のご指摘でございまして、それは税法の所得税法に違反する、所得税法に基づいた事務手続ではないのでだめということでご指摘をいただいております。

ただ、今回の税務調査の中では、四角囲みの矢印の後ですけれども、現職の職員については今からでも、事後にはなりますけれども扶養控除等申告書をとることができるけれど、ことしの1月から3月にかけて退職された、あるいは、その後退職された方は扶養控除等申告書をこれからとることができないので、その方の部分は、申告書がない限り、甲ではなくて乙欄の税額で納付すべきというご指摘をいただいております。

ですから、我々は、例えば3月末で退職された方は、ことしの1月、2月、3月は甲欄の税額を適用して徴収しておりましたけれども、そうではなくて乙欄の税額を払えということですので、甲欄と乙欄の差額を今回改めて納付する必要があるということでございます。

それにつきましては、資料の中央にございますように納税額と書いてございますけど、病院の場合は本年1月からこの6月末までに退職者が62名おりまして、本税、今の甲欄、乙欄の差額が2300万円余と。それに対して不納付加算税が10%つきますので235万円。それから、延滞金が10月末納付想定ですけれども、103万円余の金額を納める必要があるということでございます。

それから、四角囲みの2点目でございますけど、病院事業管理者の退職手当、現在の院長につきましては再任しておりますが、最初の4年後、任期後、退職手当を支給し、さらにまた仕事についていただいておりますけれども、その間の退職手当は前後の業務内容が大きく変わっていないので、それはボーナスと同じであると、こういうご指摘でございます。ですから、退職所得の税額の計算ではなくて給与として計算をし直して差額を納めなさいというのがご指摘でして、それが資料の下のほうにございますように、②についてでございます。

ただ、本市の場合は、条例により任期ごとに支給すると退職手当を定義してございますし、任期ごとに退職手当を支給し、かつ、退職所得として扱っているという、そういったことを10月11日に病院のほうから税務署に陳述書を提出させていただいて、全国初の事例でもございますので、税務署に再考をお願いしている状況ということでございます。

現在、試算は本税の差額が320万円余と納付加算税10%で32万円余、延滞金が10月末の見込みで62万円余となつてございますが、これは資料をつくったときから実は動きがございまして、先週25日に税務署のほうから、この指摘については取り下げるといふふうなことでございましたので、今回ご報告をさせていただきますけれども、二つ目の事項については税務署が取り下げたということでございます。

2ページをお願いいたします。

先ほどは病院の事例を申しましたけれども、その後、病院の指摘後、源泉徴収につきましては本庁並びに上下水道局でも調査をさせていただいて、病院と同様の対応をしておつたということでございますので、こちらは特に税務署から指摘はございませんが、資料に書いてございますように、市長部局退職者71人、教育委員会6人、消防5人、上下水道局

4人、これらの退職者の分につきましては、甲欄、乙欄の差額を自主的に税務署へ納付するとしたところでございます。

その影響額につきましては、市長部局、教育委員会、消防合計しまして82名の退職者、追加納税額は1100万円余と。それから、加算税につきましては、指摘ではなくて自主的に税務署に納付するというので、こちらは、先ほどは10%でしたけど5%ということで、55万円余となっております。

また、延滞金につきましては10月末時点納付で50万円余となっておりますが、これは先ほどの税務署が指摘された場合の一応仮計算をしておりますけれども、今後、自主納付の場合は若干これよりは下がるかなというふうに試算してございます。上下水道局も同様に本税100万円余と加算税が4万1000円、延滞金が3万8000円ということでございます。

今回お時間を頂戴して説明させていただきましたのは、本来ですと金額が大きいものですから11月補正に計上させていただいて、その後、議決後支払いということになりますけれども、それでは延滞金が日々かさみますので、今回、既決予算からお支払いをさせていただきたいということで、改めて委員の皆様にも事前にご報告させていただくということで、お時間を頂戴させていただきました。

3、税務署への納付方法でございますけれども、申しましたように企業会計も含めまして、既決予算から支出を行い、その後、11月議会で補正予算を上程させていただいて、既決予算の流用をもとにそれは戻させていただくというようなことを考えてございます。

スケジュールはごらんのとおり、②の議会の報告ということで、今、執行する前に委員の皆様にも報告をさせていただいて、その後、11月議会で補正予算を上程させていただきたいと、このように考えております。

3枚目はポンチ絵が書いてございますけれども、四日市市から税務署へ、これは市立病院も含めまして、まず、源泉徴収義務者としての責任を果たすため、指摘どおり甲欄と乙欄の税額の差額を一旦既決予算から納付させていただきます。その後、退職者から本市のほうにその差額分をお支払いいただき、それをお引きした源泉徴収票を退職者のほうに発行させていただくと。退職者はその源泉徴収票を持って税務署に対して確定申告をいたしますと、先ほど退職者が四日市市に払った差額分が還付されるということになりますので、本税に関しては、特に大きな税務署、四日市市、退職者の間で動くということでございますので、四日市市だけを見ても、税務署に払ったこの差額は退職者本人から取り、退職者は税務署からまた還付してもらうということになります。

ただ、申しましたように、途中から加算される不納付加算税とか延滞金は市の持ち出しということになります。それは予算を手当てして執行することになるということでございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

#### ○ 石川善己委員

ちょっとわからないので確認だけというか、教えていただきたいんですけど、退職者は扶養控除の申告書をとれないというところって法的なところなんですかね。手続上、退職者のところへ同じように扶養控除の申告等々を出して返送してもらってという手続はだめだという見解なんですよ、恐らく税務署は。それがなぜだめなのかというところだけ、説明があったとかであれば教えていただきたいのが一つ。

#### ○ 内田総務部長

直接私どもが税務署のほうに出向きまして、病院も同じように税務調査の中で話が出たんですけれども、本来ですと、ことしの1月から12月の間の源泉は現職も含めて同じように不納付加算税も添えて差額を払えというのが税務署の基本的なスタンスですけれども、それですと非常に税務署側も多分、現職の場合と退職者の場合では、退職者の方が甲欄のまま源泉を、もし3月に退職されて甲欄のまま四日市が源泉を発行したときに、その後、お勤めになっていろいろ税額のお勤めになったところが今度主たるになるのか、従たるになるのか、あるいは無職なのかによって、退職者の場合だけは1月から3月の税額は必ずしも甲欄とは言い切れやん部分あるので、そこは是正せよと。ただ、現職者の場合は今もお勤めですし、これは甲欄から乙欄に変えたところで、最終的には甲欄の税額に適用されるという、3枚目の絵にもありましたように税額が戻りますので、そこは税務署のほうも事務の煩雑さもあったと思うんですけれども、退職者の分についてはなかなか言い切れやんところがあるので、そこは見逃せやんという判断があったみたいです。

以上です。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

とりあえず一旦ははきちっと退職者の方については、退職後のことが予測できないのでというところですね。

もう一個、これも事務処理上教えてほしいんですけど、市が本来であったら源泉徴収したときって預かりで受けて預かり金の支払いという格好で出ると思うんですけど、今回の処理って先払いをする場合も同じような形で預かり金ですか。仮払い金か何か出して仮払い金の戻りで入れるような事務手続になるんですか。

○ 内田総務部長

3番目を見ていただきますと、1番に市から税務署へ払うということですね。本来ですと退職者からまず差額をいただいて、それを払うということになるんですけども、それをしておりますと、退職者、なかなか遠方にみえる方もあって、集まるのがいつになるかわからんということで、延滞金が相当日々かさむので、一旦市から税務署に予算……。

○ 石川善己委員

じゃなくて、会計処理上の費目の話だけなんです、僕が聞いているのは。説明をさっきお伺いしたので。

○ 内田総務部長

支出科目を予算できちっととって、費目としては公課費で、一旦①の分は払う必要があらうと考えております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ほかにご意見。

○ 荒木美幸委員

基本的なことになるかもわかりませんが、確認させてください。

まず1点目なんですけれども、年に1月と、そして秋、2回申告をするということをやったのは市役所としてはやってきたわけですね。これは慣例的かというと、今回の報告ではそれを流用したことによって指摘があったということなんです、つまり、今までずっと2回やってきて、これで別に利用できるじゃないかという安易な判断のもと、やってしまったということでしょうか。

○ 内田総務部長

資料1ページ中ほど、1について、平成18年ころから今回の運用が行われておったというふうに調査の結果わかってきたんですけれども、そこは今おっしゃられたように、本来ですと1月の給料前に全員からとって、年末調整のこの秋口にはそのように異動があった分だけとればよいということでしたけれども、異動があった分だけとっておいたら、やっぱり忘れる方がたくさんみえて、年末調整事務が相当、やってももう一遍やり直さなあかんという事務があって、それはあかんということで、最初のスタートは頭で全員からとって、年末調整の前ももう全員からとろうと、これが事務の運用としてあった、これは問題ないんですけれども、それが、年末のこの時期に全員からとるということは、もうすぐに一月後にはまた全員からとることになるので、そこは合理化できるんじゃないかという担当の判断といたしますか、法的にはあかんのですけれども、あったということでございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

もちろんそれは法的にだめだということは知らずにされたんですか。知識がなくてされたんですか。

○ 内田総務部長

源泉徴収事務をやっておる担当からしたら、当然、所得税法上の仕組みは頭に入れた中で、本来ですと、そこまでやるんなら、やっぱり税務署に確認するなりするべきで、私も最初に聞いたときは、当然確認した上での事務改善であろうということで一応確認させてもらったんですけど、これは本当に単に税法を無視した事務改善であったということでご



ございますので、本当にお詫びをするしかないということでございます。

○ 荒木美幸委員

やはり範を示すべき役所であると思いますので、そこはしっかりと管理監督をお願いしたいと思います。

もう一点は、11月補正を待たずに、つまり既決予算で流用するという話がありましたけれども、既決予算を流用しない場合、どのぐらいアップされるんですか。通常どおり11月にもし上程するとしたら、それを待って。かなりやっぱりアップされるんですね。その判断で既決予算で流用ということだと思っております。

○ 内田総務部長

12月下旬の議決後にお支払いする場合と、今回、10月末という想定で延滞金の差がどれだけかというのはちょっと今試算をしておりますけれども、確実に日々日数、1月の給料分は1月21日に支給されますので、1月22日から実際に差額を納めた日までが計算になると。1月の給料は翌月の2月10日までに税務署に納めることになるので、2月11日から実際に納めた日までが日数と。それから、2月の給料は3月10日に税務署に納めますので、3月11日から納めるまでの間ということで、後ろが延びると、スタートはもう決まっておりますので、日数的に大分、一月半以上ふえるということは金額がきちっと上がると思っております。

○ 中村久雄委員長

ほかに。

○ 伊藤昌志委員

2点お願いします。

事前に監査とかで指摘とかは、見つかっていなかったということですか。13年間ぐらいあるんですけど。監査自体はありますかという確認と、この内容についての。そこで指摘がなかったかということをお伺いします。

○ 内田総務部長

監査のご指摘は、会計経理上は給料を我々が職員に支払う。これは支出命令を切るわけですが、切ると同時に預かり金として、源泉は、歳計外現金のほうにも1枚の伝票で、要は歳計する外にある財布のほうに源泉を執行するのと、あとはご本人に給与を払うという、1枚の伝票でやっておりますので、歳計外現金の部分についての特に指摘はこれまでもなかったというところでございます。

○ 伊藤昌志委員

扶養申告の書類とか、そのあたりの物を確認するという作業は、監査にはないんですか。

○ 内田総務部長

今までの監査ではそういう調査はなかったところでございます。

○ 伊藤昌志委員

もう一点は、私も最初会社において、若手のときに扶養控除の申告とかをするのに集めるのが大変だった覚えがあるので非常に大変なのはわかるんですけど、2番のように、これ、やはりちょっと事例としては珍しいので取り下げがあったということでもわかるんですが、そうすると、1番も自治体とかですとそういったことがあるんですかね、ほかでは。指摘されてないだけで、自治体自体は結構そういうことをしているという状況ではないですね、これは。確認。

○ 内田総務部長

指摘の2点目はさすがに初めてなので、他市の事例とかいろいろ調査しましたがけれども、1点目は明らかに所得税法違反ということなので、これは戦って、税務署と、勝てるか。何が言いたいかといいますと、我々、兼業禁止なんですよね。兼業禁止の職員が乙欄の税額を払うということはあり得やんのですわ。別に主たる給与があつて従たる給与が今のお給料なら乙なんですけれども、兼業が禁止の中で乙欄で払うという理不尽なことはないだろうということは税務署に言いたかったんですけど、やっぱり所得税法上の手続を踏んでいないこと自体が今回のご指摘なので、そこは専門家にもいろいろ相談させてもらった中では難しいと、勝てる見込みは非常に少ないということなので、こういう状況の中では、他市の部分は聞かずにおります。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

よくわかりました。

そうすると、追加納税額というのは、本来書類をきちっと出していたら控除されるべきものがほとんどということですかね。

○ 内田総務部長

今回、1点目の件について、本税の追加分というのは、源泉徴収義務として四日市市は徴収義務者としての責任があるので、本来ですと本人から徴収して払うという事務の中で、きちっと書類をとっておれば何ら問題なかったということです。ただ、一旦税務署にその分の差額を払うけれども、それは対象者からいただきますし、対策者は税務署からまた還付してもらうということなので、本税が動くというだけのものであります。ただ、その中に本市が税務署に払う、いわゆる不納付加算税と延滞金については、我々の事務の簡単な合理化によって生じた過失といいますか、市が市費で払う部分だと、そのように考えております。

○ 伊藤昌志委員

よくわかりました。ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ほか、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

右のポケットから左のポケットという話やけど、行政行為として瑕疵があったわけやろう。所得税法違反もして、誰がやるんやという話やろう。だから、既決予算でやらしてくれというのは、ちょっと俺は違うなと思っておる。どの事業者でも市民はやっておるわけでこれは、面倒くさくても。知らんだでは済まん話だと思うよ。だから、面倒くさいなと思ってみんなやってることや、これ。市役所やで何となくこれで許してくれという話ではないし、弁済するなら個人であるべきかなと俺は思うよ。きちっと業務さえしておれば

よかったんやで。あんたらの今の考える常識がおかしいわ。そんなんやったら、みんなが言い出したら切りがないで。加算税や延滞金なんてみんな、沿っておつたらないやつでさ。それ、市民の税金で払うのかといたら、俺は、そんなのは自分たちで払ってくれという話やで。そこらは考えたんかな。瑕疵ある行政行為は、逆に言うとそれはきちっと考えるべきと違うか。今説明しておる流れの常識は、そういうことを何かやろうと思ったけどミスをしたんですわじゃなくて、こんなものは初めから法違反なんやで、行政行為としたらあかん話やで、そこはきちっと考えておかんと、我々議会も全員が納得したような感じだけど、既決予算、使うんですわって、それは責任、きちっとあるぜ。みんなそれは個人で払うぜ、事業者はな。だけど、税で払っておる場合に、瑕疵ある行政行為をしたときに損害を与えたら、それはちゃんと書いてあるやん、行政法には。その見地は確認したのか。

#### ○ 内田総務部長

今、川村委員おっしゃったように、これは所得税法に定められた行為を逸脱しておるといことで、行政側の瑕疵あるということは認識しております。

その瑕疵に対して、市民に対してどういう責任を果たしていくかということについては、まだ弁護士に相談しつつの状況ではございますけれども、重大な瑕疵に当たるかどうかの判断をきちっとする必要があるということございまして、我々が源泉徴収義務をきちっと果たしておれば生じなかった延滞金と不納付加算税、これはどう扱うかということも含めて、これは整理してまたご報告させていただきたいと思っております。

#### ○ 川村幸康委員

時間的な余裕はやらんということはないけれども、基本的には弁済さ、原則やで。それで、だけど戻すから弁済して、とりあえず行政的に払わせてくれということやろうと思う。それがないとそれはだめやで、これは。説明した、理解してもらったと思ってもらったら困る。説明は受けた。それに対して、周りはどうかわからんけど、私自身は、逆に言うと弁済がセットでいいよという話。それでなかったらこれは通らんわ。仕事困るに、これから市役所は、徴収する立場としてな。そこは、俺は思うわ。今後のことも考えて、何となくみんな、それは市役所まで、行政でみんなのものやんかという発想もあるか知らんけど、みんなってどこやという領域がわからへんのさ。行政はみんなのものやというけど、その仕事仕事仕事でプロセスが分断されるもんで、徴収も、預かり金で預かる業務から何

から、判断判断が。分断されておって、それでみんなと言われて、市役所も四日市市民のものやで、みんなで責任とれという話とはちょっと違うよという、この類いは。それはやっぱりきちっと。損得の話でいくと、延滞金がつくので払わせてくれというのはわからんでもない。だけど、その延滞金もつくけれども、延滞金も加算税もみんなから集めてくる税金で弁済するものなのかといったら、一時仮払いはするけれども、ここの職員の中でそれは整理をつけるもんやろうなと俺は思う。そこはやっぱり一番大事なところで、本来、総務部長やったらそこが一番、意思決定してから私らのところへ説明するべきかなということだけしておく。それがないと私は、既決予算で流用するのも逆に認めれやんと思うよ。その返事だけは欲しいわ。早く意思決定して。

以上。

#### ○ 内田総務部長

ご指摘はごもっともなところでございまして、今回、3枚目の絵にありますように、退職者には一切、いわゆる現職の職員には一切非がない。これは源泉徴収義務者、いわゆる四日市市が退職者並びに現職者から源泉を集めて税務署に納めるので、本当に源泉徴収義務者としての責任を果たさなアカンということで、これは、細かく言えば総務部の中の人事課、総務全体ということもありますけど、その責任をどういう形で果たすかということになります。ですから、これは職員の処罰も含めて、あるいは金銭的な補充も含めて、どれが1番我々として、これまでのいろんな事例もありますけれども、それがどこら辺になるかというのは一遍きちっと判断して報告させていただきたいなと思います。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

#### ○ 内田総務部長

今おっしゃられた中で、やはりそれはきちっと説明させていただきますけれども、税務署への納付については、やっぱり1日1日、同じことですがけれども、これも市民の立場から考えれば余分な延滞金が生じてまいりますので、これは速やかに支払いをさせていただきながら、あわせてその話も説明させていただくということで、既決予算からの執行はお

認めいただきたいなと思います。

以上です。

## ○ 川村幸康委員

だから、やっぱり今後仕事をやっていこうと思うと、行政の仕事というのは全て法に基づいて行政手続なりは整備されとるわけやで。そうすると、例えばこのこともそれに従ってやればよかっただけの話がされておらんだという話なんやで、役所はよく原因者負担と言うんやけど、原因者は誰なんと言ったときに、ミスですわ、ミスしたで自己責任ですわという話は市民にはするけれども、行政やでそれはないんですわという話になると無責任体制になるわな、責任がないわな。最初に乙欄と甲欄をやらんでええとか税法上知っておるべき1丁目1番地をやらんとやっておったんやで、それは気持ち的にはわかりますわというけど、そんなのはおかしい話やし、逆に全然非がないというけど、非がないところにも非があったのさ、結局は。知らんだというけど、役所としたら、知らんだで勘弁してとって勘弁してやるか。ということが俺は言いたいわけや。そこは役所、曲げやんでしようというの。自分らがしたことは、ちょっとそれは非もないし、退職者も非がないし、現職者も非がない、四日市市が悪いんですわと言うけど、そんなことを言われたらみんなそうやで、役所に対していろいろなことがあったときに。税務署は所得税法でくるけど、これはお金で許してやろうということなんやな。金を払ったら許してやろうという話やで、罪と罰という。罪を犯したんやで、四日市市は。罰としてこのお金で許してやろうという話なんやで。それは、四日市市民が請け負うのか、市の職員が個人的に請け負うのかという話やろうなと思っておるんでな、俺は。それがやっぱりきちっとないと、公務員、行政マンとして考え方が。今後やりにくい。みんな言い出すで。そこはやっぱりきちっと考えて。

## ○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

既決予算で早く間違った税をしっかりと納めることが大事だと思います。あとの責任をとり方というのはしっかり考えていただいて、また報告を願うということで、よろしくお願ひしたいと思います。

この件については以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

どうもお疲れさまでした。

理事者の入れかえを行いますので、しばらくお待ちください。

それでは、ここからは休会中の所管事務調査といたしまして、いじめ対策についてを取り扱ってまいります。

まず、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 葛西教育長

教育委員会でございます。常日ごろ大変お世話になっております。どうもありがとうございます。

本日は所管事務調査としまして、いじめ対策についてと本市におけるいじめの地域別、男女別、学年別結果について、これらを分析しましたのでご報告させていただきます。所管事務調査としてまずは提案させていただきます。

また、特別支援学級に在籍している外国人児童生徒について、きちっとこれらも調査をしましたので報告をさせていただきます。いずれも8月議会からの課題でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 高橋指導課長

まず、タブレットでございます。フォルダー名06休会中（10月から11月）、05教育民生常任委員会、ファイル名、001教育委員会所管事務調査資料、教育委員会該当項目としまして、いじめ対策についてです。よろしくお願いいたします。

まず、目次をごらんください。1ページ表紙を開いて、構成としましては、1番目に、令和元年8月定例会議会の決算常任委員会の資料を抜粋、再掲させていただきました。それから、2番、3番、4番で、地域別、男女別、学年別のいじめの態様について、資料をお示しさせていただきます。そして、最後に8ページからは再掲資料ということで、いじ

めの状況、それからいじめの兆候に対する具体例というふうになってございます。

それでは、3ページ、4ページについては説明させていただいておりますので、4ページの下から説明をさせていただきます。矢印の部分です。

全市の合計ばかりでなくいじめに関する地域別、男女別についての分析を行うことということで、地域に関しましては、あらかじめ定まった地域区分というのが四日市の場合にはございません。それで、さまざまな地域割りをしてみたわけですが、次の2パターンについて集計を行いました。東西を意識したブロック分け、これは4地域になります。二つ目は南北を意識したブロック分け、3地域になります。これらで何らかの傾向が見えるかということで、次、5ページでございませう。

まず、地域分けですが、4と3と先ほど申しましたようになっております。(2)には4、3地域別に小、中というような形でお示しをさせていただきました。4地域と申しますと沿岸北のほうですね。それから、沿岸部の南、それから中部、そして西部というようなものです。これで4地域でございませう。それから、3地域というのは、北部、中部、南部というようなことで地域別に、その下にも(2)のところには、それぞれの小学校、中学校の1000人当たりの発生人数を出させていただきました。

ここから分析をいたしますと、小学校においては、1000人当たりの発生人数は4地域割りでは中部、3地域では南部がやや多いというようなところになってございませう。また、中学校においては、1000人当たりの発生人数は、4地域では西部、3地域では中部がやや多いというような状況になっております。また、中学校においては、各地域で学年、年度ごとに増減しており、特定の傾向は読み取りにくいということでした。

それから、発生に関する地域差でございませうけれども、いじめの積極的認知に関する取り組みのぐあいによりばらつきがあることで発生件数の高低が生じているというふうを考えられます。発生件数が少ない学校においては、いじめをより積極的に認知するようというようなところで、前回の校長会でもお示しをさせていただきました。

次、6ページをごらんください。

次は、いじめの態様、どのようないじめであるかというようなところでございませう。これも、いじめの態様については冷やかしかからかい、悪口やおどし文句等が最も多く、次に、軽くぶつかったり遊ぶふりをしてたたかれたりということが多いと。これは小中学校とも年度ブロックに関係なく同じ傾向が見られました。

中学校と小学校のいじめの態様を比較すると、どのブロックにおいても、中学校ではパ



ソコンや携帯等で誹謗中傷や嫌なことをされる、仲間外れ、集団による無視をされるという割合が高くなっております。逆に、軽くぶつかったりたたかれたり蹴られたりという割合は低くなっております。

7ページをごらんください。

次に、男女別いじめ認知件数及びいじめの態様というようなところでございます。男女別におきましては、小学校では男子のほうがやや多く、中学校では男女の差はほとんど見られませんでした。

いじめの態様としましては、小学校、中学校の男女ともに冷やかしゃからかい、悪口、おどし文句等が多く占めております。小中学校ともに男子は、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたりというような割合が高く、女子は仲間外れ、集団による無視の割合が高い傾向にあります。

次に、学年別のいじめの態様でございます。その表を見ていただきますと、これも小中学校ともに各学年、冷やかしゃからかい、悪口やおどし文句が最も多く割合を占めております。小学校の低学年は、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりというのが多くなってございます。小学校高学年以上になると、仲間外れ、集団による無視というのが多くなっているということがわかります。

8ページからは、先ほども目次で申しましたように、再掲という形で本市のいじめの状況、それから、最後にいじめの兆候、いじめの面に係る具体例というところでございます。

以上でございます。

## ○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

## ○ 川村幸康委員

東西とか南北とか4や3に分けるという中でいくと、教育委員会としては地理的なのか、住環境の環境によつての違いはあるなというのを多分、先生をされてる方が多いので、行ってみると現場でわかると思うけんやけど、その分析からいくと、例えば中部に多くとか南部に多くというのは、結局、引っ越したりとかそういう転居が多いとかいろんな部分があったり、どう見ておるのかなと思って。こういうふうに分けてみて分析

をする意図と狙いはどうやったんかなと思ってさ。何かあったわけやろうで、そういうふうに感じるどころが。ただ単に東西なり南北に分けたわけじゃないやろうなと思っておるのやけど。

## ○ 高橋指導課長

いろんな意図を持ってさまざまに分けてみました。先ほど川村委員のほうで申しましたように、集住地域であったりとか、それから、周りに農業とかそういうのが広がっているとか、それから、最近新興の住宅が建ったとか、そういうようなところも含めていろんな分け方をしたんですけれども、結果として、どれもほぼ同じような結果になりまして、2パターンを出させていただくのが1番男女別であったりとか学年別であったりとか、そういうのが出ている地域割りだというようなところで、一つでもよかったんですけど、この二つのほうがよりわかるかなというようなところでお示しをさせていただきました。

## ○ 川村幸康委員

私は今51歳で、40年ぐらい前のことを思い出してやっておるが、今には当てはまらないと思っておるのや、実は。だから、間違っただ現状認識が多分あるなと思っておるのさ。自分らの子供世代のころのあれとか何かを考えると今とは違うしな。今、自分の子供、一番下が5年生やけど、やっぱり違うなと思っておるわけや。そうすると、今後行政が取り組んでいくのに、私らのころとまた違う取り組みを多分していくし、していかなとあかななと思う方向でいくと、私なんかは、変な話やけど、新興の団地にできたのと初めから農家というか田んぼを持って土着しておった人間との何となく微妙な町者ともともとの住んでおる住人という感じはあったんやけど、案外今それはないんやわな、自分らの子供を見ておっても。それよりももっと別のことでの違いが来たり、それから、もっと大人になっておるような気もしておって、子供が、私はな。

だから、そういう意味では、今の取り組みをしようと思うと、例えば今、私らのころなら、大体いじめられたりなんかすると親や周りに恥ずかしいというので育っておった世代やで。ところが、やっぱり今の子やとそういうのも相談できるようなものがほしいのか。それから、意外にそれは相談をもっと受けやすくすると、そういつたいじめの問題が早期に見つかってやれるようなことになるのか。それから、この間の先生みたいなのは論外やで、マスコミが極端に報道しておるカレーを目につけるとか。もっと先生の資質なのか、

それは先生にはそこまで求めやんと、ソーシャルワーカーとかそういったものを量的にふやしたほうがええのかとかいう、そういうあれがこういうものから出てくる中で導き出して、その中でやっていかんと。多分、俺、地理的に分けるとか、案外分けても均一やと思うんやわ、四日市ぐらいは。昔やったらあったと思うんやわ。俺はまちのやつはやっぱり何か悪やなと思っておったしさ。富田、富洲原、悪やとかさ、東京が一番悪やとかさ。イメージな、昔やで、40年前の。今は均一やと思うんやわ。目立つやつがおるとそうなるのさ。それからいくと、今は意外にどこもがよく似た感じで均一で、そのかわり、逆に言う子供の中身のほうが大人っぽいとか、そういうのに変わってきておるなというふうに私は思うと、やっぱり今の時代に合ったような、先生がよろず屋ではなくて、スクールソーシャルワーカーとかそういう相談する体制を組織的に整えていくということなんやろうなと。

それと、もう一個、俺はさっきの税金の話やないけど、よかれと思ってしたことが後で組織的に悪くなるというのも考えておかなあかん。一つの物事をやっていくときに分断してやると、ここはここでええ、ここはここでええと思っておると、トータルで悪いというのはよくあるので、そこらを教育委員会で一遍きちっと整理をして、政策としたら予算も必要やろうで、やるべきかな。これも私の感想な、今説明を受けての。

## ○ 村山繁生委員

5ページの表を見て、過去3年間のあれなんですけど、小学校はふえているんですね。中学校は減少傾向にあるかなというふうに発生件数は思うんですけど、それぞれ分析、発生件数を見て、どういう対策をとってもらったのかということ、解決ぐあいというのか、そんなのはわかりますか。

## ○ 高橋指導課長

11ページをごらんください。

いじめに対する日ごろの取り組みというようなところで、このようなものを前回の委員会のほうでも出させていただきました。昨年度のもので、小学校が38校、中学校が22校ということではございますけれども、まだ全ての学校で100%にはなっておりません。多かれ少なかれ、少ない時間で朝の打ち合わせとかでいろいろと話をしたりとかそういうことはしておりますけれども、やはりいじめというのは絶対にしてはだめなことだと、子

供たちのいじめられた側は、自由であったりとか自信であったりとか安心というものを奪っていったというようなところは取り組みを進めているところでございます。

また、道徳の教科化というようなところで来年度からになりますので、教科化になった一つの大きな理由として、いじめをなくしていくというようなところでございますので、そういうところの取り組みを進めているところでございます。

12ページをごらんください。

12ページにいじめの解消状況、これも前回出させていただいたものではございますけれども、いじめの解消というのは、いじめがなくなったというようなところから約30日をめどに見守り活動をきちっと行くと、子供たちの様子を見ていくというようなところでございますので、そのようなところで取り組みを進めているところでございます。

お答えになりましたでしょうか。

#### ○ 村山繁生委員

取り組みは取り組みでそうやってもらって、解消もパーセンテージで、実際、この平成30年度に起こった件数のうち、本当に解決したのが何%かということはこの12ページで見るわけですか、解消ぐあいというのは。

#### ○ 高橋指導課長

12ページの1番上、平成31年3月末現在でいじめのこれが解消率になっております。

右側のほうになって、令和元年7月までに、例えば平成31年3月にいじめが起こったというのは、その場で平成31年3月中に一旦いじめが終わったとしても、3カ月間は解消としませんので次年度に持ち越します。それが7月に解消された率というのがこうなりますので、ほぼ解消されてきているということです。

#### ○ 村山繁生委員

わかりました。

#### ○ 中村久雄委員長

ほかの委員の皆様はよろしいでしょうか。

ご意見もお願いします。

## ○ 石川善己委員

ちょっといろいろと、今回いろんな資料もいただいて、川村委員もおっしゃってみえたんですが、地域性というのは余り関係なくなってきたのかなというふうに思っています。

一つまた急ぎじゃないので、時間があれば傾向でもう一個出してほしいのが、単一小学校から中学校へ上がってきた。それから、2校あるいは3校というところで、小学校の数から中学校へ上がってきたところでの内容的な傾向とかがあるかないかというのがわかればいいので、別に慌てませんので、そういったところの資料を一ついただくと私的にはうれしいかなって。傾向は出ないかもわかりませんが、小中と同じメンバーで行くケースと、やっぱり複数の学校が上がってきて中学校で一つになるケースで、個人的にはその辺で差があるのかなというふうには思っているんですが実際どうかわからないので、できれば時間があるときにそういった資料を一ついただくとうれしいなというふうには思っています。

いじめについてはずっと報道もされている中で、過去最高、過去最高のいじめ件数という、ことしも報道でいっぱいなされて、それについてはカウントの方法だとか、今までよりも細部にわたって調査をしたり、上げるようにしてきたというところもあるので一概に単純にふえたというところではないのかなとは思いますが、増加傾向にあることは間違いないと思っています。

そういった中で、気づいていただく部分についてというのは、これはもう学校では担任以外はやっぱりなかなか難しいかなと。あとは家庭、この二極、気づきの部分についてはそうだと思うんですけども、気づいたときに中がかぶせてしまうのではなくて、学校全体とかで情報共有を早くしてもらおう。多分、担任の先生方も個人差があると思うんですけど、クラス内のことを出したくないとか、そういう意識もあるのかなとは思っているので、なるべく早い段階で大きくならないうちに学校全体で情報共有していただきたいというのが一つあります。

もう一つ、さっき川村委員がおっしゃってみえたのですが、SCとかSSWの話、気づきについてはやっぱり担任とか家庭やと思うんですけど、対処については外の血という表現がおかしいかわからないですけど、外部の人がやっぱり学校に入ってきていただくことですごく大事だと思っています。SC、SSWほか、地域の皆さんもなるべくかかわって

いただく中で、隠すのではなくてオープンな中でなるべく情報共有をしていただきたい。もう6年ぐらい前になりますけど、僕、一般質問でもやったんですけど、ぜひもう一度考えていただきたいのが警察OBを学校に1人入れていただきたい。モンスターペアレント、あるいはいじめ、そういったところをできれば警察OBの方が学校に1人おっていただくと随分違うのかなというところを私個人的には思っているんで、そのあたりも検討していただきながら、なかなか解決は難しい問題なので、いじめている側といじめられている側の温度差もすごくあると思うんです。やっている側、いじめている側って案外深刻に考えていなかったり軽い気持ちでやってるけれども、いじめられている側ってすごく深刻になっていたりというところがあるので、いじめている側の子たちの意識というところを、君たちが思っている以上に深刻な問題なんだよというところの意識づけというのはやっぱりさっき言っていたような道徳教育も含めた中で、きちんと全体に指導していただくところが大事なのかなという取りとめもないような意見になりましたけど、そんなふうにいるいろいろ思っております。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ごもっともな意見だと思います。ありがとうございます。

#### ○ 廣瀬教育監

教育監の廣瀬でございます。

気づきについては石川委員が言われるように、本当には早期の共通理解があつての組織的な、先ほど川村委員が言われたような取り組みにつながっていくと思いますので、この段取りがおくれるとなかなか、本来は早く解決するものも後手に回ってしまうというところがございます。

あと、難しいのは、いじめという言葉を使って指導するのかどうかも状況によって、事象によってはそんなのいじめっていうのと言われる保護者さんも加害の側でいらっしゃいますので、そこはどういった切り口がいいのかというのも十分考える。そういうときにもSCさんとかSSWさんの助言、指導も必要なのかなというふうに思っています。

あと、こういったケースをたくさん蓄えることで解決の糸口も早く見つけられるのかな、そういった部分は大津市さんと、これが進めているAIを使ってという――何でもAIっ

で頼るのもあかんかと思うんですけども——客観的な情報を今後つくっていくにはそういう事例を蓄積して解決の糸口もより早く見つけるような、そんなことも考えていきたいと思っています。

あと、警察OBさんについては、今、県から特別指導員ということもちょっと困難な場合は要請させていただいて、見守り体制ですけども、要らんことを余計にしないような形でしっかり張ってもらっているということも要請をしてある一定の期間だけ来ていただける。ただ、うちも恒常的にそういった助言を求めるような体制も今後考えていかなあかんのかなと思っています。

あと、チームとしてやはり地域の目というのもしじめを抑止するには必要かと思うんですけど、個人情報等のところは大事にしながら、やはり保護者や地域にも取り組みの経緯とか、今のやっていることも学校も積極的に発信をしていく、ご理解を求めながらみんなで考えていこうというような情報発信は必要かと思いますので、今後また校長会等でも周知をしていきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

#### ○ 荒木美幸委員

今、石川委員が警察のOBという話があったんですけども、以前ご説明いただいたかもしれないんですが、スクールロイヤーについて今後どのように考えていくのか、どのように取り組んでいくのか。総合計画の素案の中でもそういった言葉がたしか入っていたんじゃないかなと、去年の段階でしたけれども覚えがありますので、その辺の今後の考え方と進め方についてお聞きをしたいと思います。

#### ○ 高橋指導課長

スクールロイヤーに関しては、四日市市は教育委員会のほうに顧問弁護士というのがございます。各地域の状況も今調査をしているところでございます。来年度、調査研究というような形で少し予算を要求させていただいて、この四日市に合う、どちらかというアウトリーチ型、顧問弁護士は学校から来てもらって相談するということですので、出向いというようなものがないかというようなところも研究をしていきたいというふうに

考えております。

### ○ 中村久雄委員長

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

### ○ 川村幸康委員

今、学校の現場はどうなっているかというのはお伺いもしながらあれしたんやけど、昔は校長先生の判断と校長先生がそのの長として全部をつかさどってやるので、いろんなめごと、いろんな困ったこと、校長まででとめるというのがあったけど、今の時代やで、これは校長1人の判断で難しいとなると教育委員会に相談したり、いろんなこともあると思うんやけど、体制的に。私は、どっちかという外へ外へといろんなものやっぱり、そういった困ったときのものをそこだけでとどめようとするとなかなか今は困難な問題が多いで、やっぱり外へ外へと報告せなあかんというような文化をどうやってつくるかなんかというのがあると思っておるの。時々現場の先生らとしゃべると、そんな困ったことぐらいは俺らが若いころはもっと乗り切ってきたんやでおまえらも頑張れという校長もおるらしい、俺が話を聞くと。それはどの世界にもあるけども、言ったって無駄なんやわ、校長が僕らの若いころはもっとえらいことがあったけど乗り切ってきたという人もおるらしいわ。そこらをどうやって少しずつ意識を変えていけるかなり仕組みをどう変えていけるかというやり方が一つ。

もう一個は、何でもかんでもとは思わんのやけど、やっぱり俺はさっきの石川さんの、俺のところの三滝中を言うと、川島小の子が8割から9割で、神前小学校の子は1割もおらへんのやわ。だから、川島中学校というぐらいの三滝中学校なんやわ。そうするとやっぱり1クラスに1人か2人しか同じ小学校の子がおらんという状況もあって、まるつきり転校生っぽいことになる。俺はそこで両方あると思っておるのやわ。強くなるし友達もたくさんふやせるという見方もあれば、非常にデリケートやとなじみにくいというものもあるやろうし、そこらもあるのかなと思うけど、それよりもどっちかという親の状態やろうと思っておるもんで。私らのころを思うとな、大人になって思うと、あいつ、あんなんやって荒れておったよね、家がちょっと大変やったよなというのが後になってわかったりすることもあるのは、そんなに今も昔も変わらんのかなと思うと、やっぱりそこらを含めていくと外へ外へと。地域というとなみんなになってしまっただけ何かややこしいもんで、やっぱ



りもうちょっと具体的な具を入れるとすると、それが石川さんが言うように警察のOBの皆さんにとかそんなのもあるのかもわからんけれども、家庭訪問を担当の先生にさせるだけではなくて、そういった経済的なり、いろんな形での情報は、入るのを見て見ぬふりせんようにして、早期に対処できるようなやり方というのがどこかで、学校長に対応させるのではなくて、教育委員会からそれは対応できるようなものをしてほしいな。

私の場合やと後援会活動しておると、ちょっとあそこおかしいぞと思って、私の場合やと人権プラザがあるので、人権プラザの館長にちょっと人権的に問題があるよと言って、そこは5年ぐらいで地道に家庭訪問をしながら、人権担当も行きながら解決してきたというのもあるわ。なかなか外からいくと見えへんで、玄関を開けると見るとかな。だから、本当は家庭訪問というのは大事なんやろうなと思っておるで、そういう意味で、どう芽をつんでやっていくかというのは、ここ4年、8年の間で幾つか感じて、幾つかそこに情報提供をして、動かんならもう一遍動けさぐらいたたいて動いてようやくそこは改善されていったんやけど、実は。小学校、中学校の子供がおったんやけどな。そういうことがあるんやけど、それは、たまたま私が知って気づいて行動して動いて、行政にも情報を積極的に言ったものでいけたけど、そんなことも結構あるんやろうなと思うと、既存の頑張っておる学校の先生に言ってもあかんなと思ったものでプラザに言ったんやけど、私の場合は。それができる体制、周知を。例えば議員だけでもそんなのを知っておれば、教育委員会に言っても動かんのやったら、そういうのをするのが人権担当なので、4カ所あるわけやな、人権プラザというのが。そこへ行って、その観点からどうや、社会福祉法上、問題あらへんかというようなもの、そういったことを少しつくといいのかなと思って。

だから、そういう意味では人権プラザの活用は同和対策事業でやっておるけれども、残してやっていかな大事なんやとなると、プラザの活用というのは一般的には必ず人の配置はするわけやし、それなりに優秀な職員も配置されておるのやで、教育の指導主事も含めて。そこをブロックごとに使うとか、活用していく方法を含めて。教育委員会じゃなくてそこへもうちょっと増強して今言うスクールロイヤー、そういうのはそこへ配置しておくとか、本庁まで行かんと。ここの西部ブロックはそこへ行くとか、南部、北部、四つあるのやったらそういうやり方の組織の、活用方法も今人権プラザは考えておるでな、仕事も含めて。そことのつながりを持ってやるということも一つの方法かなというふうに思います、本庁だけではなくて。これは私がもしそうなればいいなと思うことで、一遍具体的にそういう計画をつくっていただきたいなと。

○ 中村久雄委員長

ご意見でよろしいか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご意見、ご質問、ございましたら。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、さまざまな意見をいただきました。

私からも、資料の5ページにありますように、1番下の発見件数が少な目の学校というのが、これが今、川村委員が言っておったことも当てはまるのかなというところできっかりと取り進めていって、四日市中の子供たちの小さなところからこれを進めるようにしてほしいなということを思います。

あと、資料の9ページのいじめ発見のきっかけというところがあるんですけど、要は教職員が発見できるのは1割満たないということを先生方もしっかり認識して、やはり外部の目や本人たちの訴えを真剣に聞いて、石川委員が言っていたように学校間でしっかり共有できる、その体制をしっかりとっていただくのがいいかなということも、先生方もしっかり自分の気づきを高める能力は大切ですけども、頑張っておってもやっぱりこの程度なんやということも認識した上で当たっていただきたいなということを感じます。

それでは、以上で所管事務調査は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

休憩、皆さんよろしいですか。

一部理事者の入れかえがございますので、委員の皆さん、しばらくこのままお待ちください。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続きその他といたしまして、特別支援学級に在籍している外国人児童生徒についての報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 中村教育支援課長

教育支援課でございます。

特別支援学級に在籍している外国人児童生徒ということで資料のほうをまとめさせていただきました。目次のほうをごらんいただけますでしょうか。まず、課題とされる状況について、それから本市の各学校における外国人児童生徒と日本人、済みません、ファイルは002です。申しわけございません。

それから、2番目として、本市の各学校における外国人児童生徒と日本人児童生徒の特別支援学級在籍率の比較、3番につきましては、特別支援学級の入級のプロセスについて、最後に今後の対応についてということで資料のほうをまとめさせていただきました。資料の詳しい内容については、担当の須川のほうから説明をさせていただきます。

## ○ 須川教育支援課GL

それでは、資料3ページをよろしくをお願いいたします。

1、課題とされる状況についてでございます。

外国人が多く住む25市町の公立小中学校に通う外国籍の子供の特別支援学級在籍率が全児童生徒の在籍率の2倍強に達している。そして、その日本語力が原因かと報じられ問題視されているというふうなことでございます。

これにつきましては、本市をおきましても、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率が全児童生徒の在籍数の2.7倍となっている状況でございます。そこに毎日新聞のほうから表を抜粋させていただきました。25市町の中には四日市市も含まれているというふうなことでございます。

2、本市の各学校における外国人児童生徒と日本人児童生徒の特別支援学級在籍率の比較です。

これにつきましては、資料4ページに一覧がございますので、まずそれをごらんください。4ページの表でございます。

これは、まず、小学校が上のほうにまとめてあります。1番左側が全児童生徒数A、Aのうち日本人がB、Bのうち特別支援学級在籍者数とその隣にございまして、日本人だけの在籍率というのがその次の列にございます。それから、Aのうち外国人の人数、そして、外国人のうちの特別支援学級在籍者数、その割合というふうに順番に並べてございます。上から順番に在籍率100%、外国人の特別支援学級在籍率の高い順にAからNまで、小学校を順番に並べさせていただいております。

そして、小学校、中学校ごとに在席率順に並べまして、個人の特定等を避けるため、学校名は便宜上、在籍率順にA、B、Cとさせていただいております。

それから、N小学校の下にあるのは、その他20校にございます。これは、20校の学校には外国人が在籍しておりまして、合計143人。そのうち、特別支援学級には誰も不在籍していないというふうな学校が20校にございます。

それから、その他3校、その下につきましては、外国人が在籍していないということでございます。そして、小学校のトータルが書いてあります。その下、同じように中学校、並んでいるというふうな状況でございます。

3ページにお戻りください。

この表を踏まえまして、(1)日本人の児童生徒の特別支援学級在籍率は、小学校で1.1から5.4%、平均2.6、中学校では0.6から4.4%、平均2.1%でございます。

2番目、外国人児童生徒の学校別の特別支援学級在籍数ですが、小学校37校、中学校22校中ということでございまして、1、特別支援学級に外国人児童生徒が在籍している学校は、小学校と中学校合わせて19校、2、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率が10%以上の学校、高い学校ですけれども、これは小学校、中学校合わせて16校にございます。しかし、いずれも割合が高くなるというのは、特別支援学級在籍者が1名から2名という非常に分母も少ないというふうなところでこういうことが起こってきているということでございます。それから、3、外国人児童生徒が在籍しているものの特別支援学級の在籍者がいないという学校が36校あります。外国人児童生徒が在籍していない学校は4校にございました。

もう一度4ページにお戻りください。

このようになっておりまして、外国人児童生徒の在籍状況は学校によってまちまちであります。そして、外国人児童生徒のうち、特別支援学級に在籍する者の数や在籍率も一様ではないということがごらんいただけたらと思います。

続きまして、5ページ。

3、特別支援学級への入級プロセスです。特別支援学級への入級プロセスは、園児と保育園とか幼稚園の子供の就学相談、それから小中学校の通常の学級に在籍している子供が転籍をする。それから、市外の小中学校の特別支援学級から転入する、この三つがあります。

このうち、就学相談と転籍では対象児童生徒の行動観察を行い、本市の教育支援委員会、こちらのほうで特別支援学級への入級の可否について審議をしております。また、入級に当たっては保護者の意見を尊重しているというところでございます。

そして、本市の特別支援学級に在籍している外国人児童生徒、全部で40人につきましては、24人が就学相談を経て入級、10人が通常学級から転籍、市外の特別支援学級から受け入れたのは6人でございますが、この6人につきましては、前住地の教育委員会に入級の経緯及び判断の根拠を確認し、入級後に行動観察を行っております。

1番、園児等の就学相談ですけれども、まず、行動観察ですけれども、就学相談における行動観察は2名の調査員、これは教員ですけれども、対象児の登園時から昼食までの行動を観察するとともに調査員が直接対象児とかかわり、2種類の簡易検査、絵画語彙発達検査とグッドイナフ人物画知能検査を実施しております。簡易検査では、必要に応じて通訳を依頼しております。

特別支援学級への入級の判断につきましては、調査員による事前審議を2回実施した上で、教育支援委員会において審議しております。審議においては、医師の診断、療育手帳の有無、発達検査等の情報、行動観察で把握した発達や要支援の程度、いろんな項目があります。これと簡易検査の結果と検査時のやりとりの様子、こういったものを総合的に検討して、国の基準に照らして学級種別を判断しています。日本語力が不十分である場合には、行動面であるとか発達指数等にも影響が出て低く出たりするということもありますので、そういうことも考慮し、生育歴、日本で生まれているのかとか、家ではどんなふうな言語環境なのかといったことも踏まえながら判断をしております。判断の根拠が不十分な場合には、後日、別の調査員2人が二次観察を行って、教育支援委員会をもう一度開いたときに再審議を行うということをしてしております。

それから、3番保護者の意見の尊重。就学相談では、特別支援学級への入級が相当と判断された場合でも、保護者の希望により通常学級に入級することができます。このことについては、1回目の就学相談において保護者に説明をしております。

6ページをお願いいたします。

小中学生の転籍です。これにつきましては、1番、行動観察。通常学級から特別支援学級への転籍では行動観察は3回実施しております。1回目は校内の特別支援教育コーディネーター、2回目は地域特別支援教育コーディネーター、これは教育支援委員会の調査員でもあります。そして、3回目は教育支援課の職員が授業中、休み時間の様子を観察しています。

2番、特別支援学級入級の判断ですけれども、これは、まずは校内委員会において検討し、校内委員会では、保護者の意見や医師の診断、療育手帳の有無、WISC-IV等の知能検査の結果、それから、日ごろの学習や生活の様子等というのは豊富に蓄積されております。これと地域特別支援教育コーディネーターの意見をもとに総合的に判断をしています。そして、次に教育支援課職員の行動観察を経て教育支援委員会の審議にかけております。教育支援委員会では、就学相談の審議と同様、総合的に検討し、学級種別を判断しています。

3番、保護者・本人の意見の尊重ですが、転籍においては、もともと保護者の希望に基づいて教育支援委員会の審議を行っております。特別支援学級のテスト通級も実施して児童生徒本人の意向も確認し、その上で、教育支援委員会の審議を行っているということでございます。

4番、その他。通常学級への転籍。同様のプロセスを経て特別支援学級から通常学級へ転籍する事例がありまして、昨年度は、外国籍の児童ですけれども1名が特別支援学級から通常の学級へ転籍を行っております。

4、今後の対応について。

1、教育支援委員会において判断が難しい事例を蓄積するとともに、県教育委員会の助言も得ながら審議の精度を高めてまいります。

2番、通常学級で学ぶことができるようになってきたら、計画的に通常学級への転籍を進めていきます。

3番、外国人特別支援学級在籍率が日本人特別支援学級在籍率よりも高い現状については、文部科学省や県教育委員会においても、その理由は明らかにされておられません。引き続き本県に係る情報収集に努めて、外国人児童生徒への特別支援教育に生かしてまいりたいと思います。

次のページ、7ページと8ページには先ほど申し上げました園児等の就学相談のフローチャートと転籍のフローチャートがございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○ 村山繁生委員

資料、ありがとうございました。

もともとこれは日本語ができないだけの理由で特別支援学級に入るといふ、そういう記事が載ったことから始まったことなんですけど、四日市においては、教育支援委員会のほうでしっかりと総合的に検討して、ただ日本語ができないだけで入れたんよということをはっきり言ってもらったのでそれでいいんですけど、それでも、外国人の特別支援学級に入っている子はやっぱり日本語ができないんですかね。

○ 中村教育支援課長

これは学校の子供の状況に応じてそれぞれ異なりますが、基本的には日本語の取得については厳しい状況というのはあるというふうに認識はしております。

○ 村山繁生委員

日本語の指導というのに行っているんですか。

○ 中村教育支援課長

日本語の指導においては、特別支援学級においても適応指導員を各学校に配置しておりますので、適応指導員の通訳、あるいは適応指導員による子供への支援を含めて日本語の指導を行っているというところでございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、8分の6の一番下の日本人特別支援学級の在籍率よりも高い現状、外国人のほう

が、それが文部科学省や県教育委員会もその理由は明らかにされていないということがちよっとわからないんやけど、明らかにされていないというその理由は何なんですか。

○ 須川教育支援課GL

これ、済みません。書き方がわかりにくかったんだと思うんですけども、県教育委員会を通じまして文部科学省の理由はあるんですかと、わかっているんですかということをお願いいただきました。そして、特別支援教育の担当部署とか矯正教育の担当とかそういったところに問い合わせたんですけども、正直分析できていないと、理由がわからないんですというふうなことでございました。

○ 村山繁生委員

それがようわからんのやけどね。その辺が何かグレーな感じがして。わからんということがわかっただけで。わからんのはわかったけど、それがようわからんという話なんですわ。それは今ここで問い詰めてもわからんの、もうこれ以上言いません。

○ 中村久雄委員長

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

○ 荒木美幸委員

資料の6ページ、小中学校の転籍のところの行動観察で、行動観察を実施する中で、特別支援教育コーディネーターってすごく重要な役割だと思うんですが、1回目は校内特別支援教育コーディネーター、これは校内の先生がそういった役割を担ってやっていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○ 中村教育支援課長

そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

恐らく転勤もありますので、何年かやっていらした方が次の先生に引き継いでいくということがあろうかと思うのですが、私個人的に、以前この役割をされていた先生が転勤で



はないんですけれども、まだその学校にいつつも、この役割が変わったことによって、ちょっと情報をうまく聞き出すことができなかつたんですけれども、その先生の感想として、役割は離れたけれども、やはりこれはしっかりと学校で共有していかないと抜け落ちてしまうケースがあるのでというような感想をお聞きしたことがあるんですけれども、そういったいわゆる蓄積をされたデータの共有であったり、あるいは引き継ぎであったり、そういったことというのが、これはそれぞれの学校の判断で学校長のもとにやっていくという理解なんでしょうか。

#### ○ 中村教育支援課長

今、委員がおっしゃっていただいたように各学校で特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援委員会というものを年間やっております。その中で前年度のデータ、これまでの過去のデータも含め、総合的に子供たちを見ていくというような体制は各学校で行われているという、そういうところでございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

ですので、やはりそういった蓄積をされたものというのは、しっかりと共有をして生かしていくという仕組みをしっかりと整えていただければと思います。これは意見です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

#### ○ 川村幸康委員

今後、外国の子はふえる傾向にあるのかなと思っておるんやけど、そうすると、やっぱりその割合に応じて考えていかなあかんていうことやろうで、今で多分7%ぐらいやったかな。だから、小学生でいうと415人やろう、中学生で178人おって、全体で600人という、特に小学校なんかの場合と合わせれば、一つの学校、小さいところで二つ分の学校が外国籍におるということでいくと、もう少しそれは行政法上、注視していくという話になるのかわかんけども、もう少しちょっとアクセルを踏んで、どういうふうな、別に避け

て通れやん話なんやで、どうやっていこうかということをやっぱりきちっと行政の教育委員会として考えることが必要なのかなというふうには、このことを踏まえて、特別支援も踏まえてやけど、全体的な数でいくとかなりの生徒さんがもうおるわけやで、現実にはね、四日市の小中学校に。だから、ほっておいたらあかんという気はするけど、教育委員会的にそれに対する何か将来どうやっていこうというような何かがないと大変かなと思って。先生の採用から含めてな、県職やでな。だけど、実際には現場で預かると大変やろうなと思って。多分こんな問題、尾鷲やあんなところにはないと思うで、余り南のほうには。産業都市やもんで出てくる問題かなと思うと、鈴鹿とか四日市、そういう意味でいうと、県にもそういう単位で声を上げるべきかなとかさ。そこに対しては一定の、この間も県は都市計画なんかは圏域で市町村を見て政策も割り振るといふのと北勢圏域には平等に県の教育行政をしておるけど、北勢圏域には北勢圏域の必要な人材という形も要るやろうでという話の中で、やっぱり現実これだけの生徒さんがおってこうやってなっておるという現状知ってもらう中でいくとそれは、教育委員会、今笑ったけど、それは県行政ですわみたいな話やけど、声を上げていかんと、状況を、やっぱりあかんのかなと思うんやけど、どう。

## ○ 葛西教育長

まず、採用なんですけども、私どもも例えば小学校でこの特別支援教育の免許を持った人間を小学校に配置するよという事はずっと求めてきています。三重県は残念ながらこの特別支援教育の資格を持った教員が各特別支援学級を担任している率がやっぱり全国的に低いです。採用は、これからこのところはやっぱりしっかりしていかなきゃならないという、そういうふうなことだと思っていますので、このことについては前から私どもは依頼はしてきています。

それから、まずはこの問題につきましては、もう日本が外国人の方に力を借りていかなければ少子化は乗り切れないという、そういうことを政府がきちっと判断してこういう対策をとってきたと。そうしますと、当然外国人の労働者の方はやっぱりふえてきますし、そして、それに伴ってまず5年間は爆発的にふえるということはないと思いますけども、5年後以降についてはかなりふえてくるものだと思っています。現に去年に比べてことは若干ふえてきているという、そういうふうな状況になってます。

そうした場合、考え方としては、外国人教育に対して四日市がどう充実させていくのか

という、こういう問題。それからもう一つは、インクルーシブ教育について四日市がどう充実させていくのかと、この両輪がやっぱり必要になってくると思います。これらのことにつきましては、新総合計画の推進計画の中で、例えば、外国人教育については、適応指導員をさらにふやしていただきたい。それから、県のほうにも実際18人に1人、日本語の話せない子供18人に1人に教員をつけるという、そういうふうに文部科学省から言ってきておるわけですがけれども、現にまだそれができてない部分もあります。そういうことについては厳しく、18人に対して1人配置してくれということは今後も言い続けていきたいなと思っていますし、本市としても必要な部分については、これからは日本語習得という、そういうふうなことから、しっかりとした体制をとっていくというふうな考え方をします。

もう一方、インクルーシブ教育につきましては、これはもちろん教員の質の向上が、これが1番大事だと思っています。これについての研修と、特別支援教育コーディネーター、それから地域特別支援教育コーディネーター、これの質を上げていくというふうなことで、それから、実際に子供たちを見ていただく担任、介助員、それから特別支援教育支援員とそれぞれありますけれども、特に介助員、支援員についても、人材不足の中ですが、何とかこれはふやしていきたいと思っています。今1番私たちがつらいなと思うのは、例えばこういう特別支援教育の専門的な知識を持ってみえる適応指導員がいない。いわゆる発達診断だとかそういうことがポルトガル語で知識を持っていて、そういうことができる人材がなかなかいないと。このところはやっぱり何とか確保できると、それこそ子供とやりとりできる部分もふえてくるというふうな思いも持っています。このあたりは今後のしっかりした研究をやっていかなきゃならないなという、そんなふうなこと。こういうことを総合的にして、外国人の子供も日本人の子供も四日市の子供には変わりありませんから、それは私どもとしてはしっかりと教育を行っていききたいと思っています。

## ○ 川村幸康委員

障害があるとかないとかいう、共生社会とかそういう形のものなんだろうけれども、口では目指すべき社会ですというのやけど、それに対して、今度現実に対応するところの部分は、言葉で言っただけで解決する問題とは違って大変やなと思うと、やっぱり普通に教育するのも大変なのをインクルーシブな教育をしていくこと、もう一つ専門的な能力なり知識がある人がやっていかんことにはなかなか難しいなと思うと、三重県で一つの政策でや

るのではなくて、やっぱり四日市なら四日市の教育委員会は四日市の教育をよくするんやで、そこにはこういう現状と課題があるということ、もう少し集中してやっぱり言っていけないと。国は進めておるけど、三重県っていつも国の政策から5年とか10年おくれるのもよう知っておると思うんやわ。同和対策でも大体10年おくれて、四日市はそこからまた5年おくれておるわけや。そういう意味でいくと、例えば、部落差別をなくすところの部分なんかというのは教育の原点が書いてあるわけやで、そういったことをきちっと法ができたのですから、それに対して三重県さん、こういう施策はやっぱりきちっと、財源にも限りがあるのなら、北勢圏域はこういう構造とあれが先に来ているから、影響が国の政策によって、やっぱり現実的に市町村の対応する中で行くと、県がどういうふうな行政をするかというのは大事やでということをもう少しやっぱり言わんと。私らもこれは言わなあかんなと思っておるで、逆に政治的にそういう現状と課題がある。逆に言うと、事務をつかさどる教育委員会のほうもこれはきちっと県に上げて、議会からもこういう強い指摘を受けたというのは、できれば私は、閉会中やろうけど、何かのときにやっぱり言うべきやなと思う。それでないと多分、これ、今から準備したって恐らく考えられやんの。今、7%やけど、俺、もう二、三年後には10%いくと思うわ、へたをすると、ぐーっとふえてくると、今の状況からいくと。だから、教育も無償化になったりいろんなことがあつて含めていくと、外国籍の異国の学校からこっちに来る子も多いやろうし、かなりの数がふえてくるのが予測されると、今から準備して体制を整えてやっていくということが、かえって四日市の子もいい環境になるわけやで、それによってね。そこらを強く言ってください。委員長にはまたできれば、そういうことはちょっと置きかえて政治的に言うべきかなと思って。それだけの根拠のデータはあるのや、これだけありますよって。よそと違うもん、特別支援にしる、外国籍の人数にしる、特徴やもん。

## ○ 葛西教育長

外国人の子供の特別支援学級在籍の率ですけれども、実はこれは外国人集住都市、25市あるわけなんです。そこを文部科学省が調査をしていたと。それを毎日新聞が情報公開をして数値を出したという、そういうものです。四日市はこの25都市の中で上から13番目になっています。だから、25都市の中での真ん中ぐらいのいわゆる就学率というふうなことで、高いところはそれこそ20%、低いところは2%ぐらいあるわけですけど、その中の大体真ん中という、そういうふうな位置になっています。

この問題につきましては、それこそ地域的な問題もありますので、県がやっぱり四日市だけじゃなくて四日市を越えて鈴鹿、桑名、亀山ということですので、やっぱりこの圏域でどう考えていくかというふうなことで、そういうことについてはやはり市のほうからも県としてどうするのかというふうな、そういうふうなことは発信していますし、これからももっとこれは言っていかなあかんというようなことで、そういうふうな思いであります。そういうふうなことは多文化共生の推進会議、部局間であるわけですが、そういうところでしっかり議論もされておるところですので、これはやっぱり私どもも大事なことだと思っております。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、たくさんのご意見いただきました。最後のほうは外国人の児童生徒の教育についてということまで及んできたと思います。

ただ、特別支援学級の入級の判断が、答弁でありましたように母国語で対応できる人がほしいという答弁があったんですけど、その辺の入級の会議の段階で日本語ができないがゆえにという部分も、それが今回の報告を求めたきっかけでありますから、その辺はちょっと自覚していただいて、またこれからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの件は終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

どうもお疲れさまでございました。

教育委員会の皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、委員の皆さんは、あともうしばらくお願いいたします。

インターネット中継、とめてください。

それでは、ここからは議会報告会、シティミーティングでの市民からの意見の整理についてを議題といたします。

正副委員長にて整理させていただいた案を会議用システムにアップロードしております。

場所、よろしいでしょうか。今のところの続きでございます。休会中の05教育民生常任委員会、03議会報告会、シティミーティングで出された意見です。

当時、参加者54名ということで一番多かったのと違うかな、これまでで。120周年記念除いて。

このように整理させていただいております。全ての意見について、3のその他の意見として整理し、ナンバー12の防犯カメラですね。これは市民文化部にも伝えることとしていきます。このように整理させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、こういう形で整理させていただきます。

それでは、本日は以上でございますが、ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なければ以上で全ての事項が終了しました。

委員会を閉じさせていただきます。

皆さんにおかれましては、お疲れさまでございます。どうもありがとうございます。

11 : 45 閉議